

第三回 參議院內閣・通信連合委員會會議錄第四号

昭和二十三年十一月二十七日(土曜日)

本日の會議に付した事件

○郵政省設置法案(内閣送付)

○電氣通信省設置法案(内閣送付)

午前十一時二十三分開会

○委員長(河井彌八君) これから兩委員會の連合委員會を開きます。昨日の政府の説明がありましたので、更に質問を續行いたします。

○中川幸平君 昨日この設置法案につきまして、當局から逐條に亘つて詳細なる説明を承わりました。大体了承いたしましたのでありますが、根本問題について二、三お尋ねいたしたいと思う次第であります。

先般も申しましたごとく、現在の國情からいたしまして、行政の簡素化、行政整理を断行して國民の期待に副うなければならぬという情勢にあることは、今更申上げるまでもないことであると思います。我々内閣委員會としては、この点について重大な関心を持つて、これらの法案の審議に当らなければならぬという考えを持つておるのであります。殊に國家行政組織法の施行に伴うて、各省の設置法案が次の國會に續々と出て来ることを思うのであります。今この設置法案を審議するに當りましては、余程それらの点について考へなければならぬということを痛切に感じておる次第であります。

先ず、郵政省の設置法案につきましても感じられる点を一、二申上げてお伺いしたいのであります。先ず監察

局であります。近年世上いろいろ官界の醜惡なる事案を見るにつけても、又私第一國會以來決算委員として、會計検査院の報告にある幾多の不当、不正事案を見るにつけても、この監察局の設置は非常に必要ではあると感じますが、ただこの郵政省だけに監察局を必要であるということは、どうしたわけであるかと思うのであります。これが必要であるかといつたし

たならば、各省ともこれが必要でなければならぬのであります。各省ともこの監察局が活動いたしまして、その省の末端までの監督を必要とするのであります。これがなくとも官吏は官吏の服務規律あり、又それらの所において上官が下僚の監督をいたして、事務的にその他において十分に職責を全うせしむるようにはせなければならぬのであります。ただ郵政省だけが監察局を排えて、而も龐大なる人員を以て末端までの監督をせなければならぬという必要がどこにあるかといふことを考へられるのであります。又先般も申しましたごとく、独立した一省であるから、四つや五つの局では、どうも恰好が取れない、そこでこれらの局を幾つも排えるというならば別であります。が、この國家の要請に従つて成るべく簡素化するといふ意味からいたしまして、かような監察局を作るべきではないといふ考えを持つと同時に、その他の局におきましても人事局が必要であるかどうか、これらは官房において十分になし得るじやないかといふ考へも持つのであります。又資料局と建築局を別にせんらぬ必要があるかどうか、これらを二つ合体して適當な局として処理すべきでないかといふ考へも持つのであります。次は部であります。政組織法の原案には、各省に部を設けるといふ案であつたのであります。申すまでもなく、今日の事情からいたしまして、一つの書類を処理するにいたしても、十も十五も決裁の判が必要であるといふような状態では、誠に行政が複雑である、どうでもしてこれを簡素化せなければならぬという声に應へまして、一つでも機構を單純にする意味から、外局では局を認めない、又内部機構では部を認めないといふ原則を立てたのであります。そのときに大藏省方面では、どうか部の例外を認めて貰いたいといふ意見もあつたのであります。段々その内容を聞きますると、事務的に部が必要であるといふよりも、人のために部は必要である。即ち議長では氣の毒である、又局長にはでき得ないといふような人を持つて行く場所のために、部を設けて貰いたいといふようなところが言外に見えたのであります。原則的に断乎として部は認めない、局から課ということに決めたのであります。併しながら通信省や運輸省のごとき現業廳では、それでは無理がかかるであろう、多少の部は認めてもよからうといふことから、現業官廳に限つて部を認めるということにいたしましたのであります。さよ

うな経緯からいたしましたして、多少の部の設置は認めてもいいとは考へますが、各局とも三つなり、四つなり、部を認めるということが果してどうであらうか、徒らに複雑化するのではなからうか。各部にいたしますと、やはり各部とも三つや四つの課を設けることに相成るであらうと思ふのであります。誠に複雑化するであらうと考へるのであります。これらの点についてでも當局の御意見をお伺いいたしたのであります。又地方の出先機関、これはどうしても、でき得る限り整理せんければならぬという輿論であることは、當局も御承知の通りであります。ただ現業機關であるから、まあいじやないかといふ話もありますが、それにいたしまして、國民の輿論に應へて成るべく單純化するといふことは、今日の場合考へて頂きたい。そういたしますと、地方郵政局、地方貯金局、地方簡易保險局、これらはそれぞれ仕事は違ひますが、同じく郵政省の所管である以上、地方におきまして、やはり一本として、地方郵政局を一本建にしても、その中で地方貯金局なり、地方簡易保險局の仕事が儘にでき得るじやないか、建物が違つても窓口を一本にするといふことが、現在の段階として余程考へて頂かなければならぬ問題じやないか。私の先程申しました監察局を必要でないといふ建前からいたしますと、無論地方郵政監察局、これは必要がないじやないかという議論になるのであります。誠に

意見を申したようでありますが、それらの点につきまして當局のお考をお伺いいたしたいと思ふ次第であります。

○政府委員(鈴木一君) お答えいたします。只今中川委員より詳細に亘りましての今日の行政機構のあり方を申したお話、一々御尤もに拜聴いたしたのでございますが、私共が考へております点につきましてお答えいたしたいと存じます。勿論行政を簡素にいたして能率を上げるということ、これは申すまでもないことであります。私共といたしましては極力その線に沿ひまして事業の遂行に當りたいと考へておるのでございます。ただ私共といたしましては、行政簡素化といふ一つの考へ方が、一般行政官廳のそれと、私共のような事業官廳のそれとはおのずからそこに相違はあらうかと存するのでございます。如何に能率的に經濟的にこの事業を運営して行くかといふところに、私共といたしましては根本的な考へを持つて行くのでございます。もとより不必要な人、不必要な部局の存在は許されないのでござい

ます。その点につきましては、先般來御説明も申しておりますが、この電氣通信機構共同委員會報告書等におきましても、續々申述べられております。

そこで第一の御質問でございますが、監察局の問題でございます。これは「通信省に於ける郵政業務の機構改正について」というSCAPINの第

五九八五A一号、この九番目にも、郵政の監察につきまして特に記されておるのでございます。もとより行政事務の非違がないことは望ましいのでございまして、こういうふうな制度のあること自体が、我々といましては國民に對し相済まないのでございまして、事實今日私共の仕事から相當の非違が現れております。特に郵政省の仕事は、御承知のように、この仕事はすべて人の手によつてなされておるのでございます。而もその仕事は極めて膨大な金額、或は偽替にいたしても、貯金にいたしても、その他有價物の小包、一つとしてこれが人の手によらないものはないのでございまして。而もこの仕事は全く局を出ましてからというものは、その人個人に委ねられておるのでございます。それだけ郵便事業が人の面において重要であるということに相成るのでございます。併しながらやはり多数の従業員の中には、いろいろの非違を犯す者がございまして、殊に最近におきましては相當の數に上つておるのでございます。件數等におきましても、最近の社會情勢等の影響もございまして、又私共その責任を感じておるのでございまして、昭和十六年頃に比しますると、一六〇%、六割乃至七割の増加を示しておるような状況でございます。郵便事業に對する監察というものは、從來から我々といしましては考へておりまして、他の官廳にはこういうた制度はなかつたのであります。逓信省は從來から監察制度を確立して参つたのでありまして、今度できます郵政監察局におきましても、從來の監察部をやや強化いたしましたのでございまして、

この方面に對する私共の今度の郵政省に對する一つの特色として、私共はこれに司法警察權をも與へまして、非違を徹底的になくするやうなことにいたそうと存じておる次第でございます。それからその次に資材局と建築局、これらはなくとも一緒にしてもよろしいのではないかとのお話でございます。資材が、御承知のように今日の資材局、資材の面におきましては、相當これが資材を確保するにございましては、從來の資材の豊富な時代と違ひまして、非常な困難を感じておるのでございまして。郵便貯金、保險、これに要します資材も相當の額になるのであります。それを今日資材の配當を受けまして、それを實際の形に現わしますまでには相當の努力を必要といたしまして、どうしても私共といたしましては一つの部局をここに持たなければならぬのであります。現在資材局がございまして、やはり二つに分れてしましめる必要があるものであります。尙建築局に至りましては、御承知のように郵政省は全國に一万四千の局舎を持つております。こういうものの建設保守に當りますのは、やはり相當の組織を必要といたしますので、ここに資材局と建築局を併立いたしましたのでございまして。尙仕事の内容におきまして、資材の面を担当するものと、建築の面を担当するものと、その仕事は全然違つておるのであります。これを一つの部局に二つの部局としてやりまして、實際の仕事は大して、これを一緒にいたしまして、そう経済という面から見まして、左程のことは

ないと存じております。それからその次のお話でございますが、部が多くはないか、三部乃至四部が監察、郵務、貯金、保險にあるのでございまして、この点につきましては、先般來御説明申し上げておりますが、実はこのCAPIN表の御覽頂きますと、これはこれは一つのデパートメントといつたやうな形になつております。日本語で申しますと廳であるとか、或いは總局といつたやうな形を取つておるのでございまして、私共といたしましては行政簡素化の面から、これを局といたしまして、下を部にいたしたのであります。御案内のように全國八千萬を相手にする郵便事業の元締でありますので、而もこの取扱部局は先程も申しましたように一万四、五千もあるものでございまして。そういう仕事をやります一つの局といたしましては、この程度のものが必要ではないか。貯金、保險に至りましては、貯金の預入數は、御案内でありまして、六百億を超えております。その預金口數は一億九千萬にもなつておるのでございまして。又保險事業におきましても、契約件數が九千余万件、契約の保險金額が六百六億圓といふやうな數字を示しております。極めて膨大な預金事業であり、保險事業であるのでございまして、これを統轄いたします郵務と貯金と簡易保險は相當の組織を持たなければならぬと存するのであります。かようなつた次第でございます。もとより事務を担当いたします人事であるとか、或いは経理であるとか、資材であるとか、營繕であるとかいうものは、できるだけ簡素な部局といたしたい考へてございまして。尙更に

地方機關の問題にも触れたのでございまして、地方の貯金局、保險局、これは地方郵政局に合併せしむべきではないかというお話であります。一應御尤もであります。実はこの地方貯金局、地方簡易保險局は原簿官廳でございまして、原簿を各地に保管いたしております。東京の支局、或いは東京その他、貯金におきましては現在二十八と思ひますが、二十八局の支局を持つております。保險の方は七つの支局を持ちまして、それ、各地の關係の管轄区域内におきまして原簿を保管いたしております。これは原簿官廳でございまして、實際の事業の運行の面におきましては、すべて地方郵政局に統轄して仕事をやつておるのでございまして。従つて地方の貯金局、地方の保險局と地方の郵政局とは全くその趣きを異にいたしております。これは現在すでに仕事の性質上分けておる次第であります。この際特にこれを合併いたします場合に、特に經濟的になるというわけでもございせんし、又仕事の面におきましても却つて合併することによつて障礙があるのではないかと私共は見えておるのでございまして。

地方監察局の問題につきましては、先般來今回の郵政省の監察事務の拡充という問題を通して、而もこれは大臣直屬の一つの機關として、末端まで監察事務は業務とは離れた立場において、而もそれは地方の通信、郵政局長と同格な者によつてこれが判斷され、指導されるという建前を採りました關係上、これは新しく監察局というものができたわけでございます。この監察局は地方の方にも直接参りまするが、この系統はどこまでも本省の監察局の下部機構として、常にこれが大臣の特命を受けまして仕事をするとする立場を取りますので、こういうふうな法に相成つたわけでございます。一中川委員の申されたことを私共よく承もでき、又その線に進むつもりでおるのでございまして、御提案いたしております趣旨は、さうな今申しましたやうなことで、でき上つておることを申上げた次第でございます。○中川幸平君　その後撤廃にはなりませんが、第二國會で逓信省の設置法案が提案された際に、逓信省の職員組合の幹部諸君が我々に陳情に参られて、從來の機構ですら赤字を出しておる今日、かような膨大な機構の逓信省の機構の設置法案はどうでも修正をして貰いたい、いろいろ話を承つたのであります。私共も痛切にその点を考へておつた次第でございます。ところがそれが撤廃になりまして、今回三省に分離した設置法案が提案された、これには余程それらの点を考へて出して頂いたということを我々は思つておるのであります。かような際に監察局、これは成る程必要はありましようが、さよふなことでは郵政省自体の恥ではないか。さうな非違を調べるには、外部より調べるよりも郵政局なり、貯金局なり、簡易保險局自身が監察委員を置いて、そうしてそれらの点を監察するといふことが余程有効適切でないかというのを痛切に考へて申上げておるのであります。今御答弁は要りません、もう一段とお考えを願ひたいと思つております。一面は他の省に對しての郵政省の体面と、一つは有効的な監察のできる法というのには、如何に大臣直屬でありましても、外部

から見るとしますと、なか／＼内部の事情は分りにくい。さようなことで如何に七百人、八百人の監察官がおりましても適切な監察はできない。それよりも仕事に携わつておる郵務局なら郵務局の中で監察官を設けるというところが、人を少くして能率を上げるのじやないかという考えを持つて申上げおるのであります。又資材局、建築局の必要な点も御説明は頂きました。併し郵政省は資材を寄せる仕事ではありません。又建築をする仕事ではありません。これは仕事に対して必要な事柄であるでしょう。併しこれらを特に二つの局にするという事は贅沢過ぎる機構であるという考えを持つておる。まして、これらを一つにして適當な名前の局にしてやつて運営するということが、これも当然でないかという考えを持つておる。併し、これらの点につきましても一應お考えを願いたいと思ふ次第であります。

○城藤臣君 只今中川委員からの御質問に対して、多少重複いたすかも知れませんが、伺いたいと思ひます。要するにこの行政機構の簡素化ということ、これは今や國民の声であります。戦争以來手続亡國と一名言われたくらいに、我が國の官僚機構というものが如何に非能率であつたかということ、これはもうひとしく我々の常識化してゐることです。そういふ時代的な背景に立つて、私共はこの行政機構の簡素化に反するやうな今回の機構改革は常識的に言つて、どうも同意し難いのであります。只今の政府委員の御説明では、一般の行政官廳と違つて事業官廳であるからして、その性格の相違から来るもので、決してこ

れは機構の改革そのものが経費を増大せしむるゆゑんではない。運営の次第によつては、却つて能率を上げて、國民の負担を軽減せしむることができるといふ、こゝういふ趣旨での御答弁のやうに承つたのであります。誠にさうであれば結構であります。只今手許に配付されてあります資料によつて見ましても、二十二年度の事業別收支というこの数字を拜見いたしました。も、相當の赤字が郵便でも通信でも出ております。これは過年度のことでございしますが、二十二年度の予算概要の損益勘定を見ましても、これ亦五十五億、約五十六億近い赤字になつておるのであります。普通まあ常識といたしまして、成るべく赤字の出ないやうにするのが普通の技術であります。にも拘らず、明らかにこゝういふふうなはつきりとした赤字を前提として組まれている以上、ただ観念的な行政官廳と違つていふやうなことだけでは、どうも私共は國民に向け、それを正しい理論として、こゝういふ説明だつたから止むを得なかつたとか、これに協力をし

て来たとかいふやうなことは、どうも我々としては説明ができません。この辺については説明ができません。この独立採算制のうまみを如何に發揮するかといふことの御抱負があれば、その点現状を顧みながら御説明を煩わしたいと思ふのであります。

○政府委員(鈴木一君) 只今城委員から、いろ／＼お話がございました。お話のように、今年度の予算におきましても、收支比較いたしますと、五十五億の赤字を出しているのをごさいます。私共といたしまして、事業を営ん

でおりますものとしたしましては、何とかしてこの赤字を解消いたしまして、昔のような姿にかえしたいという念願でおるのでございます。これはただ郵便だけではございせん。電氣通信におきましても同様の考えで進んでいるのでございます。何といたしまして、今日の赤字の大きな原因は、今日の施設が戦災によつて大打撃を受けたといふことが、その大きな理由になつてゐることは否めないのをごさいます。日夜私共といたしましては、その復旧に専念いたしておるのでござい

ます。而も一面におきましては、一般の社会情勢必しもよくございませぬ。これが通信に及ぼしております影響も相當大きいのでございませぬ。電氣通信の方におきましては、或るコスト計算といふふうなものから、或いは電話の施設といふふうなものが考えられるのであります。郵便におきましては、八千万の國民の通信力如何が私共の歳入に上つて参ります。勿論この郵便料金、そつちつたものの影響もございしますが、一般の社会生活、経済生活といふものが、まだ戦前のそれになつておりませんことは事実だろつと思ひます。私共の通信、郵便の通数等におきましても、戦前の六、七十通に對しまして今日漸く四十通ぐらゐでございします。今日一人当りの通信力がかような状態になつております。郵政會計が極めて困難な状況にあることは当然でございまして、それだからと言つて郵便の施設を直ちにその通数に應じて減らすといふことは不可能でございします。例えて申しますならば、郵便が少いからと言つて集配

いは通送自動車の数を減らしまして行くわけにも参りませぬし、鉄道郵便の数を減らすというわけにも参りませぬ。従來のやほり或る程度の施設といふものは、どうしてもなければならぬのであります。何とかして私共といたしましては、通数の上つて来るものが赤字克服の大きなフクターになつて参るのであります。まあいろ／＼増収計画等をいたしておるのであります。が、それとてやはり一般社会情勢が好轉せざる限りなかつた困難なものであるのであります。卑近な例であります。本年あたりは年賀郵便等も持つておるのであります。然らばどういふ計画を持つておるのかといふことになるのであります。実はお手許に通信復興五ヶ年計画の概要、これは実は少し古くなつておるのであります。が、今日経済復興會議におきまして、私共も通信の今後五ヶ年に対していろ／＼研究しておるのでござい

ます。これによりまして、これは電氣通信と郵便とを一緒にいたしておるのであります。現在の物價或いは賃金ベースといふものを基準といたします。と、二、三年後には大体黒字になるといふ計画を立てておるのでございします。が、実は今郵政省と電氣通信省と二つに分けて、その後の計画をどういふふうにするかといふのは今日目下考へておるのであります。今お手許にまでその計画をお見せできないことは残念でございします。が、著々五ヶ年計画等を以ちまして、何とかして郵便事業におきましても赤字の出ないやうにいたしたいと思つております。併しな

程来申しましたやうに、所詮非常に困難でございします。社会情勢が好轉せざる限り非常に困難であるといふことは、御了承願ひたいと思つております。

○小井勝馬君 政府当局の再三の御説明がありましたが、私共といたしましては行政組織法の面からいたしまして、総務長官の制度並びにこの行政簡素化の面からいたしまして、この機構が余りに龐大に亘るという点につきましては賛成いたし兼ねるのでござい

ます。以上申し上げても私共の意見になつておるから、一言附加えて置きたいのは、電氣通信研究所に對して電波廳が研究を委託するといふやうな御説明がありまして、委託ではどうも不合理じやないかと思つてございします。これは當然單獨に電氣通信研究所は置くべきではなからうかと思つてございしますが、これもこの程度にして置きますが、一つ御説明の中に、地方電氣通信部は現在工務局があるから重複しないのだ、新たに作らないのだという御説明でございしますが、都市又は郡に置くとする地方電氣管理所も現在あるからといふやうな御説明でございしますが、現在あるのは工事関係のいわゆる施設の面でありまして、この施設の面と今後の運用の面とが二重に相成つて、如何やうな取扱いをやられるか、この点を御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(山下知二郎君) お答えいたします。工務局を通信部にすることゝを申し上げましたが、これはそれがあつたから、それをそうするといふのはございませぬで、現在全國に八十数ヶ所の工務局を持つております。そ

それが各府縣に大体において現存してあります。それを中心に進んで行くという事は考えられます。従いまして、只今の御指摘のように、現在の工事局と申しますものは施設面のいわゆる工事をやる側でございます。管理それ自身のものは多少欠けておる点であります。勿論その面のものは、現在の工事局にある面のものを食つ付けなければならぬという事に相成るわけでございます。尚管理所の点につきましては、これは現在それだけのものがあるわけではないと思ひます。通信部の下の管理所というものは、工事局を全部通信部にはできないのでございすから、そのできない面のものは管理所になります。又新たに管理所というものも作るという事に相成るわけでありす。両者共に工事の面も、それから事務の面も取扱うという事に相成るのでございす。これを最初から全部管理所というものと通信部というものを全部作るという事は、現在の住宅問題とか或いは従事員の勤務地の関係とかという点で、理想的の形態を直ちに作るという事は困難かと思つております。ですから、どうしましても通信部で以てその現地でやれる範囲のところは、その情勢に至るまでは管理所の設置を見合せるというよりなこともあり得るかと思ふのであります。ただ機構を考へて行きたい、こういう形の機構を考へて行きたい。実際の現地の事情によりまして、これに即應した施設をして行きたい、こういうふうに考へたいと思ひます。例えば北海道のようなところは、これは数個の通信部を置かなければなりません。

そうして地域が大きいだけに、管理所というものも或る程度考えなければならぬかも知れませんが、その都市の、或いは町村の發達状況によりましては、そういうものを置かない、暫く置かずに通信部でその事務を見させるというよりなことも考へております。この点は現在日本中の地図を作りまして、その市町村の人口を入れたり、産業状態を書入れたり、又電話の加入数とか、電報の今までの取扱ひの実績というよりなものを調査してあります。それに應じて、以上申し上げましたような實際に即しましたもの、而も経済的になるという点を考慮して設置場所を決めて行きたいと思ひます。形の上においては通信局以下三段階くらいのもので作るというふうに相成つております。實際は今申し上げましたように事情に即してやるという事を考へたいと思ひます。

○小林勝馬君 然らば、わざ／＼通信部並びに管理所というような重複したようなものを置く必要はないのではなからうかと考へられますが、只今御説明の通り、管理所で間に合せて行くとか、通信部で管理所の仕事を間に合せて行くというふうな構成になれば、むしろ行政簡素化の面から言つても段階が余りに多過ぎるので、通信部乃至は管理所のいづれかを省略でき得るものと私共思ふのですが、その内容的御説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(山下知二郎君) お答えいたします。通信部はこれは都道府縣に是非とも一ヶ所ずつは置くべきであります。この点は都合によつて、事情に即して置いて見たり外して見たりするという意味ではございせん。只今申

上げましたのは、地方管理所の面でございます。この管理所は置かなくても通信部でやれる所はそうしたい。けれども大都會とか或いは相當發達の趨勢を持つておるところの地方とかいうものに対しては、どうしてもこの面のもので置かないと事業がうまく行かんという事が考へられると思ふので、例へば東京のごときものは、東京の現在の工事局はもう實際一杯になつておりますから、その工事局を仮に通信部にしたといたしましても、その一部のものを分け持つて、そうして東京市内の或る部分、或いは東京郊外の或る部分というものを専断するやうな管理所というものは是非必要だと思つております。

○小林勝馬君 今お聴きしているのは、その仕事の内容でございまして、今おつしやるやうな御説明であるならば、通信部を拡充すれば管理部は要らないと思ふのでございす。そういうふうに考へられますが、その点を御説明願ひたい。

○政府委員(山下知二郎君) 通信部を拡充してしまえば管理所は要らないという事にございまして、これは或る程度見解の相違かとも思ひますけれども、通信部それ自身が都道府縣の範囲を握つておりますために、その末端のところに至りましては甚だ手が及び兼ねるという面は、私は必ずや將來出て参ると思ふのでございす。そこで今の拡充してやれる範囲のものは是非それやでりたいと思つております。先程も申し上げました管理所置かなぐても、その当初の間はやれやうという所は置かない考へであります。どうして置かないかというと、その地域のし

つかりした發達、或いは都市の發達状況とか事業調査というもののや、その他工事の施設面というものが十分に行かないというやうな面におきましては、これを置くという考へで、先程申し上げましたやうに、その土地々の事情を今考へ中ではございすから、どの地域にはどう置くという事は今後にかかつておるわけではございす。

○小林勝馬君 今の説明でも私まだ納得が行かないのですが、通信部の分室かなんか、そういうものでも間に合うやうな御説明でございす。仕事的内容が全然違ふのですか。どういふあれなんです。

○政府委員(山下知二郎君) 仕事の内容は違ふないのでございす。通信部の仕事の一部分を實際の現地的に把握するものが管理所でございす。それから、仕事は別の仕事をさせる考へでないのでございす。ですから電信局、電話局、或いは電氣通信事業を委託してあります現場というものを實際に把握しまして、そうしてこれを管理して行くのが管理所であります。そうしながら、且つその地域の工事、事務両面のことを見て参ります。それを積上げて行つて通信部というものに纏める。それから通信局に纏める。段々昨日も申し上げましたが、電氣通信のこの事業は熊手のやうな式に考へておつて、縦割り、それから横割りの組織の両組織を組合わして行くという考へでございす。ですから縦割り、横割りの縦の熊手のこの筋と、それからこれば／＼にならないやうに、連絡するやうに横の筋を取りまして、その結び付かる点が管理所であり、管理部であります。通信部であり、通信局、それから本省で最後を締め括るというやうな段階を取つております。この結び付かりを一つ外していい所は外します。ということをお申上げておるのでございす。

○小林勝馬君 只今の説明でよく分りました。結局從來は通信局から一電話局へ直接に行つておつたのを、今度は都道府縣に通信部を設けられ、そうして尚市又は郡に管理所を設けられるというこの段階が余り多過ぎて、いわゆる行政簡素化にはならないので、むしろ只今の御説明から行きますと、管理所というものは特に設けなくてもいいのだ、通信部が都道府縣で纏めればいいのだと私は思ふのでございまして、地方電氣通信局の下に地方電氣通信部、いわゆる都道府縣にあるものが末端を把握して行けば、これで事足りると思ふのでございす。これ以上申し上げても私の意見になるかと思ひます。昨日の引續きのこの逐條審議に移つてもいいのでございす。

○委員(河井彌八君) ようしうございす。如何でしょうか、時が来ておりますから暫く休憩いたしましうか。

○委員(河井彌八君) それでは暫く休憩いたします。一時半から始めます。

午後零時二十一分休憩

午後一時五十九分閉會

○委員(河井彌八君) 午前中に引續きまして會議を開きます。

○中川幸平君 いろいろ質問がありま

局の支局というものを持つておるのでありますが、そのものは、簡易保険支局は地方に存在するわけでございます。その次に、これはまあ試験所として、電氣通信研究所が電氣通信省の内局として、電氣通信研究所ができるわけでございます。尙地方部局の通信局、これは郵政省におきましては、地方郵政局、電氣通信の方におきましては、地方電氣通信局となりまして、二つにこれが分割されるわけでございます。所在地はおの／＼やはり現在逓信局にあります十ヶ所の地でございます。その次、郵便局、電信局、電話局、電氣通信工事局、この四つの形として現業の窓口を持つておるのでありますが、これはそれ／＼郵便局は郵政省に、電信局、電話局は電氣通信省、電氣通信工事局も合せて、電氣通信省に所屬

するわけでございますが、逓信省の機構におきましては、大体地方部局、その他本省機構におきましても、概ね現在の逓信省の形をそのまま維持しておりますのであります。但し先刻来申上げております官房に監察部というものがございまして、大臣直属の監察機能を持つておるのでありますが、これが今度監察局となりまして、地方監察局といった形になっておりますことは先刻来御説明申上げておる通りであります。尙その監察の仕事は電気通信の方におきましては、総務長官の官房で監察をいたすことになるのであります。尙逓信局以下の機構におきまして、電気通信省の方でも午前中にもいろ／＼お話しがございました地方電気通信部、或いは所なりがこの間にありますことは、先刻来御説明申上げた通り

であります。大体現在の機構と新らしい二つの省との関係は概略以上の通りでございます。

○中川幸平君 法制局長官がおりますから一、二お尋ねいたします。國家行政組織法の政府提案には各省の局長部課になつておつたのでありますが、國會といひましては行政簡素化の趣旨から部を廢すること、即ち外局には局を認めないで部とし、内局には局課といふことにいたしましたのであります。當時大藏省方面には相当難色があつたのであります。いろいろ調べて見ますと、事務的な支障よりも人的な支障があるというふうな話であつたのであります。即ち課長では氣の毒である、併し局長にはできんというふうな人たあを持つて行く場所を部といたしたいというふうなことも察知されたのであります。我々は行政の簡素化という建前から断然部を認めないといふことにいたしましたのであります。但し通信省や運輸省のごとき現業官廳では、止むを得ん場合は部を認めるということにいたしましたのであります。今提案された兩省の設置法案の内容を見ますと相当部を亂設いたしてあるのではありません。これは立法院の精神に悖りませんかという質疑をいたしておつたのであります。尙郵政省には理事が四人、電氣通信省には理事が二人、これらは國家行政組織法にあることであるかどうか、又國家行政組織法では、各省には総務長官を置かないといふことにはつきりいたしておるのであります。この提案を見ますと、電氣通信省に、次官の下に総務長官を置くことに提案されておるのであります。この國家行政組織法との関係につきま

して、法制局長官のお考えをお伺いしたいと思つ次第でございます。

○政府委員(佐藤達夫君) 私といひましては、職掌柄実体の方に触れてまで突きつめた御説明をする資格は持つておりませんが、要するに只今中川委員御指摘の通りに、國家行政組織法につきまして、特殊の現業機關について御理解ある條文を設けて頂いたわけであります。これに甘えてと申しますと何でありますか、結局それに甘えて今回のようない機構ができて來ておるわけでありまして、從つて御指摘の要點は恐らく私の言葉を以ていたしますれば、甘え過ぎておらんかといふようなことに重点があるといふことに相成るのではないかと思つております。この点につきましては先程申し上げましたように、通信當局の方から恐らく今後とも十分な御説明があるものと期待しておるわけでありまして、只今部の問題につきましては、さういふ程度にお答えを取敢えず申上げるわけでございます。理事の關係につきましても、これはやはりこの二十一條におきまして特別の途が設けられておりますので、こういう役所のまゝ個性と申しますか、個性に應じたやうな官職を必要とするといふこととから、かような案になつておることと存じます。総務長官の問題、これは実は御尤もなお氣付と申しましては失礼でございますが、お氣付であらうと存じます。國家行政組織法の経緯というものを我々としては十分承知しております。この總務長官の問題に触れるわけでありまして、御承知のように、一方において只今御審議を煩わしておりますところの國家公務員法問題が実は

その背景になつておるわけでありまして、國家公務員法におきまして、現行法におきましては次官といふものを特別職に擧げておつたのであります。それが今回の改正案におきましては実は一般職とする案にいたして御審議を煩わしておるわけでありまして、その關係の詳細につきましては、別途又御審議の機会があらうと思つております。さういふ点から発端を以てしまして次官制度といふものについて、多少何と申しますか、考えを新たにしなければならぬではないかといふまあ機会に、非常に政府として積極的といふわけではございませんが、さういふ機会に當面しつつあるわけでございます。そのことは非常に話がこんがらかつて申訳ございませんが、実は行政組織法そのものの次官制度といふものにも關係があり得るわけでありまして、従いまして國家公務員法の今の特別職から一般職に次官を移しつゝある、政府案としては移して御審議を仰ぎつゝあるといふ点について、行政組織法の次官制度の問題に何らかの關係を持ち得るといふ雰囲気になつております。併しながら政府として行政組織法の次官制度を、どういふふうなことにいたすかといふところの御提案を今期國會には申上げておりません。御提案して下さる。さういふ案氣の下にお考え願ふなければならぬのであります。従いまして我々は勝手ではございますけれども、この總務長官の制度といふものは、一應通信省關係の電氣通信省官制の問題でも、裸に御検討を頂かなければならぬのじやないかと思つております。然らばこの電氣通信省に、總務長官といふものがどうして必要かといふことは、こ

れは通信當局においてすでに御説明申上げたか、或いはこれから申上げるかも知りませんが、我々はこの役所の特務性からいたしまして、やはり事務の元締としての總務長官といふものは必要と思つて、行政組織法の問題は別として、少くともこの省について、總務長官制度は必要であるといふふうな考へて頂いたら結構と思つております。少し余計なことを言ひ過ぎまして恐縮でございますが、一應序でございまして、この雰囲気一つお耳に入れたと思つて申上げたわけであります。

○中川幸平君 部の問題は、それではない方ないといひまして、總務長官なり理事の問題は、行政組織法の或る程度修正の審議と一緒にせんければ、これはできん問題でないかといふ考へを持つております。國家行政組織法の一部改正法律案といふものが出てはおりますが、ただ期日だけを延ばす法案のやうに考へておるのであります。それに各省に總務長官を置く、必要によつては理事を置くといふことは一向出ておらんように思つておりました。然るどころ行政組織法にないところの總務長官や理事を置くといふ法案が出ておるといふことについて、法制局長官のお答えが少し足らんじやないかといふ考へを持つております。その点をどうぞはつきりとお願ひいたします。

○政府委員(佐藤達夫君) 先程のお答えは少し余計なことばかりに力を入れ過ぎたといふふうに、自分みづから後悔をしておるのであります。簡単に要点を申上げますれば、結局行政組織法で現業廳について認められておるところの特例といふところに足掛かりを持ちまして、只今のこの案件については

その省の特殊性に應じて、是非理事の制度、それから總務長官の制度といふものは必要であると考へまして、そのやうに立案いたした次第でございます。

○中川幸平君 そつたしますと、國家行政組織法の一部改正の法律案をお出しになるお考えでありますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 申上げ方が下手でありましたせいでありまして、下思ひしますが、現行の國家行政組織法の許容するところに基いて本案はできてるわけでありまして、國家行政組織法自体の改正の問題とは關係なしに考へて頂いて然るべきものと思へます。

○中川幸平君 國家行政組織法では、現業廳の分は、先程申します通り、部を置くといふところだけを認めておるのであります。その他は現業廳であるが、何であらうか認めておらないものと解釈いたしておりますが、その点如何ですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 國家行政組織法の第二十一條におきまして、現業の行政機關についての特例を設けておるのでございます。現業の行政機關につきましては、特に法律の定めるところによつて、第七條及び前條……前條といふのは職員に關する規定であります。その規定に拘わらず別段の定めをするのでございまして規定がございまして、これに基きまして考へておるわけでありまして。

○委員(河井彌八君) 法制局長官に何かお尋ねすることがありますが如何ですか。もうよろしうございませう。

○中川幸平君 私は結構です。

○委員(河井彌八君) 政務次官に伺

います。この両法案は、初めから問題になつておりますが、行政組織を簡素にし、そして行政事務の能率を上げるという事は、これはこの案を離れて國家全体が要望してゐる事柄なのであります。然るにこの両案というものは、相当こみ入つた、贅沢過ぎた機構であるように考えられるのであります。それに、つきまして、実は政府は行政整理をやる、整理という意味は、必ずしも官吏を減らすとか何とかということでないに、官吏を減らすということも含めてであらうと思ひますが、もつと行政を適切に行うような機構を作るといふことを政府は聲明してゐると思ひますが、そういう点について政府の考え方を検討して置かないと、この両案の審議に差支えがあると思ひます。それについて政府の責任ある説明を請ひたいと思ひますが、誰か國務大臣の出席を求めたいと思ひますが、如何でしょうか。

○政府委員(鈴木直人君) この法案は、只今委員長から申されたように感じられるような内容を持つてゐるものと思ひます。併しながら政府といたしましては、全般的な行政整理というより、な点を勘案しつつ、それと相反しない部分的なものとしてこの法案が提出されたものであります。その点について通信当局のみならず、更に國家の行政組織の簡素化、能率化という事を中心に、総合的に全般的に考へておられるの政府の当局から、この委員会に出席してよく御説明を申し上げるということが、我々通信当局としても必要を痛感しておる次第でございます。委員長、御意見によつて、最も適當と思われる當局の説明を聴取せ

られることについては、私たちといたしましては異議がございません。○委員長(河井彌八君) ちよつと速記を止めて。〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) では速記開始。

○小林鵬馬君 昨日逐條の御説明があつたやうでございますが、尙細かい点を少し質問申上げたいのですが、電氣通信省設置法案、郵政省設置法案と似たような箇所が多数ありますから、併せてお聴きたいと思ひます。郵政省の法案の、第三條の二項にありますが、「印紙の賣さばきに関する業務」と、こゝにふらふに相成つておりますが、これは独立採算制その他の問題になりまして、この印紙の賣捌業をおやりになる御予定が、尙又これに関する点を御説明願ひたいと思ひます。

○委員長(河井彌八君) この際ちよつと便宜上申上げて置きますが、只今小林君の御質問もありましたが、電氣通信省設置法案についても同時に御質問なさるやうにしたいと思ひますから、さうお含み願ひます。

○政府委員(鈴木直一君) 只今の御質問の意味がはつきりいたさないものでありますが、印紙の賣捌に関する業務は独立採算制を取るが尙継続されるかという意味はどういう意味でございましょうか。

○小林鵬馬君 ああ、いわゆる印紙の賣上のパーセンテージというのですか、通信省に入る利益ですね。そういうような印紙の賣捌に関する問題を先ず説明して頂かなくちや、ちよつと分らないのですが……ではそれは後廻しに

いたしまして、次に第四條の第十五号、並びにこの電氣通信省の方にもありますが、廣告業務を行うという文字が幾つも入つておりますが、如何やうな廣告を如何やうにおやりになるか具体的な御説明が願ひたい。

○政府委員(鈴木直一君) 特にこの十五号におきまして、廣告業務を行うというのを書きましたのは、別に特に廣告の内容をここで今具体的に考へておつてのことではないのであります。要するに事業を経営して参ります際に、その業務の施設であるとか、その用品であるとか、郵便の利用上必要なものを利用いたしまして廣告ができるという郵政省の権限をここで決めましたのでございまして、從來はこゝにふらふ規定はなかつたのであります。が、こゝではつきりその権限を明らかにいたしました。そこで從來とも或いは電話番号簿の中に廣告を取つておるやうな例もあるでございしますが、特に今日私共といたしましては、事業の収入を圖る上から見まして、例えば電柱であるとか、或いは公衆電話であるとか、或いは郵便の葉書、或いは封筒といったやうなものを廣告に利用いたしまして、収入の増加を圖らうという事を考へておるのであります。が、今具体的にそれではどうするかという事は、この権限がはつきりいたしましてから直ちに実行に移したいと考へております。

○小林鵬馬君 その次に十九号にありますが、法令の定めるところに従ひ、簡易生命保険及び郵便年金の積立金及び余裕金を運用することとありますが、現在これは大藏省で一括して、一般に通信省には許されていないやうな

現状だと思ひますが、いつからこれをやりになるのか、どういふ目算があるのか。

○政府委員(鈴木直一君) 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用につきましては、御案内のように昭和十八年までは全部未端までの運用を私共がいたしておつたのであります。その後政府の方針に基きまして、政府資金の一括運用という意味からいたしまして、大藏省がその具体的な運用の面について参つたのであります。終戦後私共といたしましては、その具体的な運用を通信省でいたすやうに大體話は付いておつたのでございしますが、関係筋の指示に基きまして、政府資金の一括運用ということが指示されました結果、今日私共といたしましては、この積立金を一應大藏省の預金部に預入いたしておる形を取つておるのでございします。併し先程も申しましたやうに、生命保険及び郵便年金のこの積立金の運用は事業と密接不可分の関係にあるものでございします。運用というものがあつて、初めて保険の料率その他が決定して参るのであります。是非とも事業の立場から、これを直接具体的な運用を通信省、今度でございます郵政省において行ふという事が最も合理的だと思ひます。折角國內的にも、或いは關係筋等へも折衝をいたしておるのであります。いろ／＼この点につきましては、國會方面からも運用を通信省においてなすべしという御意見もあるでございします。又最近におきましては、そういう請願も出ておるやうな次第でありまして、私共といたしましては、一日も速かに通信省においてこの運用を具体的にいたしたいと考へております。

○小林鵬馬君 然らば先般第二國會におきます訓練法において、一ヶ所に纏

めて訓練をするという意味に私共は解
釈しておたのでございますが、この
法案から行きますと、電氣通信は電氣
通信で各都府、郵政省は郵政局の各部
局において訓練をするという結果に相
成るのじやないかと思ふので、訓練に
関する立案ということならば意味があ
ると思うのですが、一々訓練するとい
うことに相成つておるのは、銘々勝手
に訓練するというに、これでは取
れるのじやないかと思ふのですが、そ
の点はどうぞいまして。

○政府委員(山下知二郎君) 訓練のこ
とに關しまして、電氣通信省の關係部
面のことをお答え申上げたいと思ひま
す。電氣通信の關係では訓練の内容、
つまりどういふ人を、どういふ教科内
容を、どういふように教えるかという
点につきましては、それ／＼の仕事の
部面が違ひますから、そこで立案いた
します。そうしてそれを審議立案いた
しましたものを、長官官房の所で計画
的にしつかり審議いたしまして、これ
を人事局におきます訓練部で取纏めま
して、それで全國十数校の学校を統一
しまして管理をする、こういう形を取
りたいと思つております。

○小林勝馬君 電氣通信省設置法案の
第二條の第十二項「無線周波設備、無
線電信」その他ずつと書いてあります
が、高周波の電氣治療器とか、いろい
ろな各種の機器、こういう点はどうい
うことに相成りますか。

○政府委員(鳥居博君) 私からお答え
いたします。これは最近電氣通信に關
します國際條約並びに規定が相当変え
られました、それに應じまして用いま
した用語でございまして、今までの無
線通信機器は勿論これに含められま

す。それと同時に無線通信に妨害を興
える虞のある電波を出します装置、
これが含められました、只今おつしや
いましたような医療機械とか、或いは
最近発達して参りました高周波電流を
使うところの工業機械、こういうもの
でも、無線通信に支障を及ぼすような
ラディエーションをなすものは含まれ
る。こういうことに相成ります。

○小林勝馬君 電氣通信省の方の第五
條第十七号に關連してお伺ひしたいの
ですが、今後電信、電話の料金を郵便
切手で收納されるのか、全部現金でせ
られるのか、若し郵便でされる場合
は、どのような計算でこれをされるの
か。

○政府委員(山下知二郎君) 料金の収
入は切手の收納もいたす考えておりま
す。

○小林勝馬君 従來の政府に入る収入
であれば、郵便切手で收納しても一向
差支えないと思ひますが、独立採算制
になつた場合に、切手で收納した場合
は、収入は如何なる計算でおやりに
なるのか。郵便で使つた切手と、電報
に使つた切手は全然違ふ計算はでき得
ないと思ひますが、その点をお答え願
ひます。

○政府委員(山下知二郎君) それは後
日の清算によりまして、切手の分は郵
政省から金を貰う、このことは他の面
においても關係を持つて参りまして、
いわゆる共通予算といふことをしなけ
ればならぬ面がございまして。例えて
申上げますと、現業としましては郵
便局を使わなければならぬ。その郵
便局の中に電信、電話課というよう
なものを現在置いておるものございま
す。そのような所は、郵便局それ自身

は郵政省のものでございまして、で
すからその一部を借りるのでござい
ます。その借り賃といふものを電氣通
信省は拂わなければならぬ。その他
郵政關係で電話を使われたり、電信を
使われることはあります。そういう
ようなものは、いわゆる混合計算にい
たしまして、直接にしなければならぬ
と思ひます。切手を料金にいたしま
した場合も、その中の一部として計算
するものと思ひます。

○小林勝馬君 然らば郵便、電信、電話
などの料金は、できるだけ現金で收納
する方が、一番完全だといふことに相
成るわけでございますから、そういう
ふうにおやり願ひするような措置を、お
取りになることを願ひする次第でご
ざいます。それから第五條の三十一号
の、「電波廳が十分に認め得る証拠の
あつた場合に、その免許を取り消し、
又は停止すること。」といふことになつ
ておりますが、十分に認め得る証拠と
いふのを御説明願ひしたいと思います。
これは免許の取り消し、又は停止とい
うことは、重大なる問題でありますか
ら、その点を一つ御説明願ひします。

○政府委員(鳥居博君) これは御承知
と思ひますが、この設置の法律だけで
以て、電氣通信省の行います仕事一切
が規定せられるわけでございます。その
で、この法律では原則として事務の範
囲を決めまして、實際の事務の行政の
仕方といふものは、それ／＼別個の法
律で規定せられるわけでございます。現
在は無線通信關係につきましましては、
無線電信法という法律が、大正四年と
思ひますが、制定せられました。現在
を要しますので、現在の改正案を立

案中でございまして。それと脱み合せま
して、このように書きましたので、こ
う書きまして、現在の法規から言つ
ても間違ひはないといふつもりで書い
ておりますが、むしろ用意してありま
す新しい法規に合致するように考え
ております。新しい法規では、すべ
てを法規採算にするといふような立場
で考えてございまして、こういうもの
につきましても電波廳の規則なり、或い
は無線電信法に於ける規定をいたしま
して、その規定に於けるといふ現實の
証拠を以て、これを処理する。その処
理の仕方につきましては、細かくは電
波法關係の一連の法規で十分処理す
る考えております。

○小林勝馬君 第十一條の第四号後段
におきまして「調査し、交渉し、及び
契約すること。」といふことになつてお
りますが、こういうことは如何なる場
合に行われるのですか。尙又こういう
ことは経理局でやるのが適當ではない
かと思はれるのです。その点をお伺
ひいたします。

○政府委員(山下知二郎君) この私設
電話設備を「取得すること並びに電信
電話の特殊の需要に關し、調査し、交
渉し、及び契約すること。」、こういう
範圍のものは、後段の方は、専用線と
か、或いは加入電話以外の市内専用線
とか、電信線とか、電話線というよう
なものを対象にして考えております。
そういうものがどういふふうに必要な
多いか。どういふ所は施設を今後拡張
して行かなければならぬかといふよう
なことを先づ研究調査をしまして、又
實際をどういふことを望んでおる者に対
しまして交渉し、或いは契約する。そ

の面は今後、こればかりには限りませ
んが、事業所電信の所はその事業で全
部纏めて行き、経理局は契約の基本的
のことは一應立案しまして各都府に知
らせて置きますが、實際の履行は各
それの担当局で以て、局部で以てや
るといふ方針に出ておるのでござい
ます。

○小林勝馬君 十八條、十九條に於
りますが、先づ十九條の三号の「倉庫
を設置し」といふことがありますが、
この倉庫を設置する場合は資材局の関
係ではなく、むしろ建築部ではなから
うかと思ひますが、その御説明を伺
いたいこと、第二号の、修理、加工と
いふ字句がありますと、十八條の保
全局の第二号にやはり修理といふもの
があります。こういう修理は保全局
か、資材局か、一ヶ所に纏められるの
が至當ではなからうかと思ふのです
が、その点について伺ひます。

○政府委員(山下知二郎君) 御指摘の
十九條の資材局の關係の倉庫の点で
ございまして「倉庫を設置し」とありま
す。現在資材局は全國に跨がります
で、電氣通信關係の物品を貯蔵いたし
ますために倉庫を持つております。こ
れを対象に掲げたのでございまして。倉
庫そのものを建てることは、これは建
築部がその要求に應じまして、建てる
仕事は建築部がやるのでございまして。
それから資材局で修理加工しとある
のと、十八條の保全局で修理する、保
全局の第二号に「修理する」とありま
す。この點に關しては、保全局の方の修理と
申しますが、これは保全局の方の修理と
申しますが、現にその局所に附いて
おります機械をそこで修理しなければ
ならぬ、こういうものを対象にいたし

ておるのであります。資材局の方のものは、はずして持つて参りまして、そうして修理する、或いは加工するといふことを対象にいたしておるのでございませう。現在修理工場を資材局は持つております。それを今後大いに活用しまして、普通のメーカでは到底手が細かくて修理ができないというの、みずからの手で修理しよう、というふうな考へておるわけでございます。

○小林勝馬君 今の説明でちよつと納得いたし兼ねるのですが、第三号の倉庫を設置するといふことは、倉庫を借入れることだといふ御説明のように承りました。借入れ乃至は廃止及び管理といふことになれば、管理の方は当然資材局であります。借入れ及び廃止といふことは、むしろ経理局ではなからうかと私は思うのでございませう。その点をもう一回御説明願います。

それから第二十條の第二号に、「不動産を買収し、借り入れ、及び寄附を受理し」、これも経理局の關係ではなからうかと思ふのですけれども、この点をお伺いいたします。

○政府委員(鈴木一君) 第十九條の第三号の「倉庫を設置し」とありますのは、これは借入れかというお尋ねでございますが、倉庫として借入れるのだつたならば建築本部で借入れます。只今借入れといふことは前段には申上げなかつたのであります。現在持つております倉庫を倉庫として使うこと、そのことが第三号に載つておるわけでございます。ですから倉庫として借入れたら、建てたいといふ場合には、それを使えるまでの順序は建築

部で踏むわけでございます。

それから第二番にお尋ねの不動産の寄附を受理しといふのは経理局の仕事ではないかというお尋ねでございますが、これも先程申し上げましたような線に沿ひまして、各局が實際その所で仕事に必要なことだけはその局が行なつて、経理局といふものは、いわゆるサーヴィス・グループ、その事業局がその事業を運行することができるよう援助するものであります。そういう觀念の下に今度のものは組みました。在來はこういうことは経理關係で行うといふような常識のこともございましたけれども、今後は各事業局が自分の事業の範圍だけのものは完全にそこでやつて行ける。そうして再三申し上げますように横の連絡は十分に取つてだけやりますといふと非常に手違ひを起しますから、縦の指揮系統と、それから横の連絡は必ず取つて行く。そして先程も御指摘がございましたが、煩を多く作るとか、繁文縟礼になつていふようなことは極力避けて行きたい。この新立法ではその点を非常に狙つておるわけでございます。

○小林勝馬君 往々にして、立法する場合にさう考へておりますが、末端に行きますと、この「倉庫を設置し」といふことを如何ようにでも解釈できるように私は思うので、特に念を押したわけでございます。設置といふことは、いわゆる借入れることも新築することも俺の領分だといふわけで、末端においては往々にしてこれはあるのでございませうから、特にこの点をはつきりして置きたいと思つた次第であります。それからちよつと飛びまし

て、三十二條の第五号に「無線周波施設の許可(無線周波設備の建設許可を含む)」とありますが、これは官房長官の方にあります。その次は第三十三條の第五号にやはり「無線周波施設の許可(無線周波設備の建設許可を含む)」と、この許可が両方ともできるように相成つておりますが、一体どちらに許可権があるのかでございますか。

○政府委員(鳥居清一君) 私からお答え申し上げます。電波廳の所掌事務の分け方は、現在の電波局がやつております。申し上げましたような法規裁量の線に沿うようにいたしております。従いまして、この無線周波施設の許可行爲をい

たしますにつきましては、この施設を許可するかどうかといふことにつきましては、二つの面から十分な資料を整えて検討いたすことにいたしております。次に三十四條の施設監督部におきましては、そういう施設が電波廳の定め

ましたいろ／＼技術的な規程なり、或いは規制する規定がございませうので、それに十分合つていふかどうかといふことを技術的に検討いたし、この両方の部が、それ／＼の意見を添へまして、電波監督長官、この最高の指導者の方に意見を提出いたしまして、決裁を仰ぐわけでございます。この長官がこの両者の意見をよく見まして、社会的或いは経済的な條件ばかりにも偏せず、技術的な條件ばかりにも偏さないで、両者をよく見て、許可すべきかどうかを決定いたしまして、その決定した結果に基づきまして、官房においてこれに對して許可状を發行するといふようにな行政処分の手続をする。こういうふう

に組立てられておるわけでございます。

○小林勝馬君 只今の御説明は三十四條の一号の場合は非常にそれで結構かと思ひますが、三十三條の五号の場合と、三十二條の五号の場合とは、無線周波施設の許可といふことを一遍繰返し、両方とも繰返している許可といふのは、両方が意味があるようになつて、何々何々とは別個のことに解釈されるように私共はこの法文から受取るものであります。その点は今の御説明は三十四條の第一号の場合は、許可に對してこれ／＼といふことにこれは読めると思ふのであります。三十二條と三十三條はそういうふうにはちよつと読めない。「並びに」と言つて切つてあるのですから、おかしいのじやないかと思ひます。

○政府委員(鳥居清一君) この点は「許可」の後に括弧が入りましたので、ちよつとお読みにくくなつたと思ひますが、ここに「許可」の次に「」のある觀念ではございませう。無線周波施設の許可並びに許可された無線周波施設についてこれ／＼の審査を行うこと、こういう書き方なのでございませう。

○小林勝馬君 大体それで承りました。ただこれでも、これは許可及びの方だろ／＼と思ひますが、「許可並びに」とちよつと意味が違ふのじやないかと思ふのでございませう。

次に四十七條 現在あります通信病院その他、両省 両省と申しますと、郵政關係と電氣通信關係と分れた場合に、病院、診療所その他如何なるふうにお取扱ひになるのか、会計面その他御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(鈴木一君) もとより現在の病院、療養所につきまして、両省に分れましたからと言ひまして、全然その待遇を違へるといふことではございませう。そこで今どういふふうに分けを分けますか、場所的に分けますか、或いはそれを数で分けますか、今考究中でございます。

○小林勝馬君 終りに、この第五十四條にございませう。「この法律に定める極限で細目の事項に関するものを、職務規程を定めて、云々とあります。が、これの何か原案と申しますか、そういうものがあつたか、ありませんか、その辺を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(鈴木一君) 実は先般來申し上げます通り、電氣通信省、郵政省の両省設置につきましては、從來からいろ／＼研究いたしておるのでございまして、たま／＼この省の設置法だけが纏まつたのでございませう。この線に沿ひまして、私共としては、細目の事項をいろ／＼規定いたさなければならぬのであります。実は機構に對する共同委員會の報告書の第二部は、この程度あるのでございませう。数百頁に亘つて今持つております。この線に沿ひまして実はこれができ上つております。従つてこれは更にこの内容を持ちました委任規定その他が、職務章程等ができるわけでございます。これは直ちに実行に移し得る成案は今研究中でございます。

○大島定吉君 簡単に、小林君と重複しないように伺ひたいと思ひます。郵政省の第三條の二の一行目に、「前項の事業に附帶する業務」とあります。が、附帶する業務とはどういふ業務のことですか、ちよつと御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(鈴木一君) 御承知のよ

うに、郵便局におきましては、ここに掲げました郵便、郵便貯金、郵便爲替、郵便振替貯金、簡易生命保険及び郵便年金とここに掲げましたが、その外にいろいろの仕事をいたしております。その仕事をここに「附帶する業務」として第二項に掲げたわけでございます。『前項の事業に附帶する業務』としまして、いろいろここにあります。印紙の賣捌きの業務、年金及び恩給の支給の仕事、國庫金の受渡に関する事務も、大きな意味から申しますれば、これは附帶業務でございます。その他私公金を取扱つておりますとか、或いは普通の印紙でなく最近の取引高税の印紙を取扱つておるといふふうなものも、この附帶する業務として私共は取扱つておるのでございますが、大体ここに附帶する業務の下に書いてありますものが附帶業務と私共は考えております。

○大島定吉君　それから第五條の建築局とありますが、その下に部は幾つ付きますか。

○政府委員(鈴木恭一君) 郵政省は監察局と郵務局と貯金局と簡易保険局局に、それ／＼ここに掲げました部を設けることにいたしましたのでありますが、人事局、経理局、資材局、建築局には、部局は設けないつもりであります。従いまして、建築局の下にも二、三の課は置きますが、部は設けないつもりであります。

○大島定吉君 第六條の十にありま
す、「前各号の事務に附帶すること。」と
いうのは、どういうことを指したので
ございましょうか、御質問いたしま
す。

○政府委員(鳥居博君) この十号は、

本来なくとも支障のないものと私共も当初考えたのですが、今度の郵政省の内政局並びに地方機関の關係の建前から申しまして、地方機関は内政局の所掌事務を分掌しておる、こういう建前になっておりますので、この分掌に伴いますところのいろ／＼な又面倒を見て行くという仕事があり得るわけがあります。そういうことを一つ郵政省の方では明らかにして置くのではないかというので、この第十号が入った次第でございます。

○大島定吉君 それから二十四條に、理事四名を置く、そうして監察局、郵務局、貯金局、簡易保険局の局長にするということになっておりますが、これは却つて理事などと言わずに局長とした方が簡明で分り易く思われるのですが、何か理事とした理由がありますかどうか。

○政府委員(鈴木素一君) この問題につきましては、最初大体の郵政省の構成の際にも申し上げたのであります。が、共同委員会の報告書として私共がスキヤッピンを貰いましたこの中にあります通り、この四つの局は、デパートメントということになっております。これを訳しますと、廳であるとか、或いは総局といったようなものと思うのであります。が、私共といたしましては、も成るべく組織の簡素化を考えて、これを局にいたしたのでございますが、この監察と郵政、郵務、貯金、保険のこの大きな部局に對しましては、普通の局長よりもやや地位の高い人を以てこれに當てるということといたしまして、特に郵政事務官と申しまするか、事務官とは違つた理事というものを置きまして、この一般の局長との權衡を

見たわけでございます。その外に別に意味はないのでございます。

○大島定吉君　それでは第二十九條に、郵政省における職員の設定は別に、郵政省に於ける職員は別に、法規で定めるように書いてあります。が、今定員の数でも決めてありますか。

○政府委員（鈴木恭三君） 現在におきまして、郵政の事務に従事しております者と電気通信の事務に従事しております者ととは、これは仕事を分つておるのでありますが、これは予算面で突は分けておる程度でございます。官房とか、その他事務を分担いたしております経理であるとか、資材であるとかいう方面の人の問題は相当仔細にこれを分離いたす必要もありますので、目下具体的な数字は研究中でございます。確定したものを只今持合せておりません。

〔委員長退席、理事中川幸平君委員長席に著く〕

○大島定吉君 電気通信省の方でちょっとお伺いしたいのですが、第二條の方に「(定義)」という用語が書いてありますが、定義というのは各事業法規にはあるようでありますが、官廳の設置法には余り今まで見かけないようでありまして、今後はこんなふうに、郵政省は定義というものがないようでありますが、殊更電気通信だけ定義をしなすという理由はどういうわけでしょうか。

○政府委員(鳥居博君) 私からお答申
上げます。この電気通信関係におきま
しては、只今大島委員から御質問のご
ざいました通りに、特に必要がござい
まして、ここに入りましたのでありま
す。これは御承知のように最近電気通

信というものは世界中で非常に発達いたしまして、國際法規におきましても先程申上げましたように、電氣通信に關します定義が一斬されてきたというやうな事情もございますし、又日本におきまして、今電氣通信關係の法規を用意いたしておりますが、まだこれが事務的に完成の域に達しておりません。それにも拘わらず電氣通信省の設置におきまして、やはりこれらの新しい法との関連を先ず考へて参ります必要が生じております。ここに特に定義というものを設けまして、今後この法律並びにこの法律に關連いたします省令その他の規定につきましても、この概念ではつきりしておるといふ建前を特に取りまして、ここに挿入したわけでございます。

○大島定吉君 第七條でちよつとお伺
いたしたいのですが、総務長官官房或い
は局の下に又部というようになりま
す。國際通信部と建築は部になつてお
ります。これは殆んど外の局と同じよ
うに思われるのですが、一般の局の下
に部というのが多くありますので、そ
れを混同するような虞れがありはしな
いかということが一つ、部の設置予
定及び各部の所掌事務のことについて
お伺いしたいと思います。

○政府委員(山下知三郎君) 國際通信部と建築部が、他と比べて局でなくて部であるという点につきましては御指摘の通りでございます。私共といたしましては、こういうのも局に実はいたしたいのでございますが、併し余り沢山したの局を作るといふことは我々としても十分に自粛しなければならぬという観点から、將來恐らくこの國際通信部のごときは將來はこれは必ず局

に於て頂かなければならん時が参ると
思いますが、現在はまだ対外通信の回
線数も過去の華かであつた対外通信時
代とは相当懸隔があります現状、及び
極めて近い將來におきましては、まだ
まだこれを局の段階にする程大きな仕
事にはなり得ないというような考ゑの
下に、自讃しましてこれは國際通信部
ということにいたしておるわけでござ
います。

次に、建築部はこれはやはり同僚局として私共は設置して頂きたいのでございませうけれども、これ又建築を自身の仕事も大きなものでございませうが、それは最初にあります施設局が建築の大部分のことを当然分担しなければならぬ、こういう局舎を造りたい、機械を置くにはどれだけのスペースが要る、どういう装置にして貰いたいといったような、普通で申します建築の設計の基礎になるというようなものは、これは施設局でいたしますから、ここに挙げてあります建築部というものは、実際の建築をやります本當のいわゆる建築屋、そういうような範圍、これに局限いたしました建築部ということにいたしましたのであります。尙又局の下に置く部と混同するのではないかというお説もございませうが、これはかくのごとく設置法で並べまして、他の局に部を置きました場合には、その局の何々部ということになりますから、混同もさほど起すことはいないと存じます。又各局の下に部を置くという点も、これは極めて少い部しか置かない考えでおります。ですから將來において著しく混同するようなことはないと思ひております。

○大島定吉君 第八條についてちよつ

いはそれに要しますところの配線をするとか、或いは外側の線を引くというようなことは、これは建設局がいたさなければならぬのでございますが、これは明かに建設局のいたします仕事の内容と、建築部のいたします仕事の内容は截然と分れております。現在もこの点は決して混同もいたしておりませんが、將來ともにかくのごとく分けましても、その間の分界点が不明であるということとはあり得ないと信じております。

○委員長(河井彌八君) それでは今日はこの程度に止めて置きまして、連合委員会は散会いたします。

午後三時四十五分散会

出席者は左の通り。

内閣委員

委員長

理事

河井 彌八君

カニ 邦彦君

中川 幸平君

藤森 眞治君

委員

城 義臣君

市来 乙彦君

堀 眞琴君

三好 始君

通信委員

委員長

理事

大島 定吉君

小林 勝馬君

渡邊 甚吉君

委員

西川 甚五郎君

深水 六郎君

新谷 寅三郎君

千葉 信君

政府委員

法制長官

佐藤 達夫君

通信政務次官 鈴木 直人君
通信次官 鈴木 恭一君
通信事務官 (電氣通信監) 山下 知二郎君
通信事務官 (臨時法令審議委員会主査) 鳥居 博君